

日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明と取り組み方針について

シオズミアセットマネジメント株式会社[以下「当社」]は、平成 26 年 2 月に策定された「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、同コードを受入れるとともに、「スチュワードシップ責任に対する当社の取り組み方針」をここに公表致します。

また、平成 29 年 5 月 29 日、金融庁より本コードの改訂版が公表されたことを踏まえ、スチュワードシップ活動についてより一層の説明責任を果たす観点から、当社受入表明についても所要の改訂を行っております。

原則 1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は国内株式のアクティブ運用を行う機関投資家として、顧客の運用目的に沿った運用戦略を掲げ、顧客にとっての中長期的な投資リターンの向上を目指しています。当社は委託者および受益者の利益のため、投資先企業と目的を持った対話（エンゲージメント）を行い、投資先企業の企業価値〔株主価値〕最大化を目指します。企業の持続的成長には、中長期経営ビジョン、事業・財務戦略、コーポレート・ガバナンス、外部経済環境など様々な要因に依存するため、当社ではエンゲージメントや投資先企業の状況把握を通じて、これらの要因を定期的に深く分析し、投資判断を実行しています。また、議決権行使は受託者責任を果たす上で重要と考え、当社規定に基づき議決権を行使します。

原則 2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、如何なる企業グループにも属さない 100%独立系投資顧問会社であります。また、一貫とした投資哲学、投資方針のもとに全ての顧客の資産を運用しているため、顧客ファンド間の利益相反が直接的に起こることはないと考えます。当社では、受益者との利益相反が生じる恐れのある投資活動は、これを未然に禁止することを原則としております。議決権行使等に係る判断は運用部門で決定されますが、その内容は適時に運用部とは独立したコンプライアンス担当と監査役が規程に準拠していることを確認しています。

原則 3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

精選した戦略銘柄の長期保有を投資戦略として掲げる当社として、投資先企業の継続的なリサーチ業務は、当社の核心的業務のひとつと考えております。当社では、社内外の情報網を最大限に活用して情報収集、投資先企業の状況の把握に努めており、豊富な経験と実績を有するファンド・マネージャーがリサーチ・アナリストと共に当該業務に従事しています。リサーチ業務は公開情報をもとに行われる財務内容の定量的分析のみならず、投資先経営者との定期的な面談を通して、企業戦略、中長期的な経営ビジョン、業界の構造変化、コーポレート・ガバナンスなどの非財務情報の理解に努め、投資先企業の持続的な成長に資する投資判断を行います。

原則 4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、顧客・受益者の利益のために投資先企業の企業価値向上を図るべく、投資先企業と積極的かつ継続的に対話を行います。当社の長期保有を投資戦略とした運用手法において継続的な調査活動また投資先企業と建設的な「目的を持った対話」は非常に重要なものと考えます。中長期的な視点での経営戦略等について投資先企業と当社との考え方に相違がある場合には、投資家としての意見を伝えて建設的な議論を行うことで、投資先企業の価値の向上につながるよう努めます。投資先企業の企業価値の向上が見込まれると評価した場合には当該企業へ継続的に投資することで経営方針への指示を表明します。反対に、対話を通して持続的な成長を阻害することが明確な経営戦略が採用された場合には、当該企業への投資を終了することで顧客の利益を守ります。尚、当社はスチュワードシップ活動を通じて企業の未公表重要事実を含む情報の授受をすることがないよう、十分に配慮しています。万が一、未公表の重要事実を知ることとなった場合には、社内規程に基づき直ちに当該情報を登録・管理し、必要な取引規制等の措置を発動するなど、適正に対処します。

原則 5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は議決権行使の権限を有する株式について、通常全ての議決権を行使します。当社では、議決権行使に係る規定を定めており、当ガイドラインに則って個別に議案を検討し、またエンゲージメントを通じて投資先企業の企業戦略を理解したうえで、その内容が投資先企業の中長期企業価値向上に資するか否かの観点から運用部が個別に判断を行います。当社の顧客は現在において機関投資家（ファンド）のみであることから、また当社がそのファンドの最終受益者と直接対話する機会が限定的であること、またファンドの運営会社及び投資先企業・資産に係る情報管理の観点も踏まえ、議決権行使結果等について当社のホームページ等で公表するのではなく、顧客もしくは最終受益者に対して個別に報告することとします。

原則 6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社では、スチュワードシップ・コード受入れの方針及び各原則に対する考え方を定期的に見直し、これを公表します。また、議決権に係る規程〔ガイドライン含む〕は、見直しの都度当社ウェブサイト上で公表いたします。議決権の行使状況等については、前段のとおり、個別に顧客・最終受益者へ報告します。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は定量的なリサーチだけでなくエンゲージメント等を通して投資先企業の事業環境を深く理解し、また長期投資をすることにより投資先企業の企業価値、また株主価値を最大化することが当社の受託者としての責務を全うすることと認識しております。そのためには、蓄積された知識や経験を組織的に活用するべくスタッフの育成と指導を常にしております。当社は本コード設立以前より、投資先企業等に対する理解を深めてまいりましたが、本コードが設立されたことにより長期的かつ持続的成長に資するスチュワードシップ活動を行うよう、継続的に研鑽に努めます。

以 上